ヘ　精神機能の障害により法第十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項又は第二項の規定による措置を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

（法第十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定により委任する者の要件）

第十二条　法第十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定により委任する者は、前条各号に掲げる要件のいずれにも該当する者に法第十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項又は第二項の職務を行わせる法人でなければならない。

（法第十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第二項の規定による措置）

第十三条　法第十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらない場合の同条第五項の規定により読み替えて準用する同条第二項の規定による小型無人機等の飛行の妨害その他の必要な措置は、当該者に対し、同項の規定によりとる措置である旨を告げて行うものとする。

（法第十一条第六項の国土交通省令で定める措置）

第十四条　法第十一条第六項の国土交通省令で定める措置は、同項に規定する者の身分を示す証明書を提示することとする。ただし、事態が急迫している場合その他この措置によることができない場合には、口頭その他の方法により同項に規定する者の身分を明らかにすることができることとし、当該証明書を提示することができるようになったときは、速やかに、これを提示することとする。

（法第十一条第六項に規定する身分を示す証明書の様式）

第十五条　法第十一条第六項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式第五号によるものとする。

別記様式第一号（第２条関係）

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第１０条第３項の規定により通報します。

（略）

備考１・２　（略）

３　操縦者欄には、法第１０条第２項第１号又は第２号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。

４～10　（略）

別記様式第二号（第３条関係）

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第１０条第３項の規定により通報します。

（略）

備考１・２　（略）

３　公務操縦者欄には、法第１０条第２項第３号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。

４～８　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

別記様式第一号（第２条関係）

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第９条第３項の規定により通報します。

（略）

備考１・２　（略）

３　操縦者欄には、法第９条第２項第１号又は第２号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。

４～10　（略）

別記様式第二号（第３条関係）

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第９条第３項の規定により通報します。

（略）

備考１・２　（略）

３　公務操縦者欄には、法第９条第２項第３号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。

４～８　（略）